

## 第 32 号 議 案

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事      平      田      研

### 長崎県営住宅条例の一部を改正する条例

長崎県営住宅条例（平成 9 年長崎県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく公営住宅及び共同施設、準公営住宅並びに県単独住宅の設置及び管理について、<u>同法</u>及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく公営住宅及び共同施設、準公営住宅、<u>住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）</u>に基づく<u>改良住宅及び地区施設</u>並びに県単独住宅の設置及び管理について、<u>公営住宅法、住宅地区改良法</u>及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>改良住宅 住宅地区改良法第 17 条の規定により県が建設する住宅及びその附帯施設をいう。</u></p>

(3) 略

(4) 県営住宅 公営住宅、準公営住宅及び県単独住宅をいう。

(5) 略

(6)及び(7) 略

(8) 県営住宅監理員 公営住宅法第33条の規定により知事が命ずる者をいう。

(設置)

第3条 県は、住宅に困窮する低額所得者を低廉な家賃で入居させるため、  
県営住宅を設置する。

2 略

(入居者資格)

第6条 県営住宅に入居することができる者は、少なくとも次に掲げる条件  
(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあつては第2号に掲げる条件)を具備する者でなければならない。

(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア 入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 21万4,000円

イ 入居者又は同居者に a から e までのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(4) 略

(5) 県営住宅 公営住宅、準公営住宅、改良住宅及び県単独住宅をいう。

(6) 略

(7) 地区施設 住宅地区改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。

(8)及び(9) 略

(10) 県営住宅監理員 公営住宅法第33条(住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定により知事が命ずる者をいう。

(設置)

第3条 県は、住宅に困窮する低額所得者及び不良住宅の除却等に伴い住宅に困窮する者を低廉な家賃で入居させるため、県営住宅を設置する。

2 略

(入居者資格)

第6条 県営住宅(改良住宅を除く。この項及び次項において同じ。)に入居することができる者は、少なくとも次に掲げる条件(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあつては第2号に掲げる条件)を具備する者でなければならない。

(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア 入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 21万4,000円

イ 入居者又は同居者に a から c までのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(イ) 略

(ウ) 同居者に18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある扶養親族がある場合

イ及びウ 略

(2)～(4) 略

2 略

b 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 前号エ、カ又はキに該当する者

(イ) 略

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ及びウ 略

(2)～(4) 略

2 略

3 改良住宅の入居者は、次の各号のいずれかに掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

(1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業（住宅地区改良法第2条第1項に規定するものをいう。）の施行に伴い住宅を失ったもの

ア 改良地区（住宅地区改良法第4条の規定により指定された土地の区域をいう。以下同じ。）の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。

イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第1号イに掲げる県営住宅のうち公営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第11条 削除

第128号) 第8条の定めるところにより知事が承認した者に限る。

ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至った者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの

(3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅のうち公営住宅の入居者は、同項各号 (単身入居有資格者にあつては、同項第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(改良住宅の入居の特例)

第11条 住宅地区改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第4条、第5条、第6条第1項及び第2項並びに第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、「

ア 入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 21万4,000円

(ア) 入居者又は同居者に a から c までのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 前号エ、カ又はキに該当する者

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 県営住宅が、公営住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は公営住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した場合は15万8,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

」とあるのは「

ア 入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 13万9,000円

(イ) 入居者又は同居者に a から c までのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 前号エ、カ又はキに該当する者

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ アに掲げる場合以外の場合 11万4,000円

(住宅入居の手続)

第13条 略

2 略

3 知事は、知事が適当と認める家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結した者又は特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 略

5 第1項第1号の連帯保証人の極度額は、第18条第1項又は第3項の規定により決定した家賃の24月分とする。

(同居の承認)

第15条 略

2 知事は、次の各号に掲げる場合は、前項の承認をしてはならない。

(1) 略

(2) 前項の承認による同居の後における当該入居者に係る収入が、第6条第1項第2号に規定する区分に応じ、同号に規定する金額を超える場合

(家賃の決定)

第18条 県営住宅の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定された収入（同条第4項及び第5項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第34条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、県

」と読み替えるものとする。

2 改良住宅間又は公営住宅等と改良住宅との間の入居者の入れ替えについては、第5条第8号の規定を準用する。

(住宅入居の手続)

第13条 略

2 略

3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 略

5 第1項第1号の連帯保証人の極度額は、第18条第1項、第3項又は第4項の規定により決定した家賃の24月分とする。

(同居の承認)

第15条 略

2 知事は、次の各号に掲げる場合は、前項の承認をしてはならない。

(1) 略

(2) 前項の承認による同居の後における当該入居者に係る収入が、第6条第1項第2号に規定する区分に応じ、同号に規定する金額 (第11条第1項の規定による改良住宅の入居者にあつては、同項の規定により読み替えた金額) を超える場合

(家賃の決定)

第18条 県営住宅 (改良住宅を除く。以下この項において同じ。) の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定された収入（同条第4項及び第5項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第34条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第2条に規

営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第41条の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が正当な理由なくその請求に応じないときは、当該入居者に係る県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 略

3 略

第23条 削除

(敷金)

第26条 略

2～5 略

6 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用

定する方法により算出した額とする。ただし、県営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第41条の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が正当な理由なくその請求に応じないときは、当該入居者に係る県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 略

3 改良住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下「旧公営住宅法」という。）第12条第1項に規定する算出方法により算出した額を限度として、知事が別に定める。

4 略

（家賃の変更）

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第3項に規定する改良住宅の家賃を変更し、又は同項の規定にかかわらず別に定めることができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 改良住宅について改良を施したとき。

2 知事は、前項の場合において、変更し、又は別に定めようとする家賃が旧公営住宅法第12条第1項に規定する月割額（同法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合においては、当該月割額）の限度を超えるときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聴かなければならない。

(敷金)

第26条 略

2～5 略

6 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設及び地区施設の整備

に充てる等県営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(費用の負担)

第27条 県営住宅及び共同施設の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに県が管理する給水施設、排水施設（汚水処理槽を含む。）、電気施設、ガス施設、消火施設、共同じんかい処理施設及び住宅団地内道路の修繕に要する費用は、県（県営住宅のうち、民間の土地所有者等が所有する住宅を県が借り上げて管理する場合にあっては、当該土地所有者等）の負担とする。ただし、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用については、この限りでない。

2 略

3 次に掲げる費用は、県営住宅の入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 共同施設の使用に要する費用

(5) 第1項本文に規定するもの以外の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第28条 県営住宅の入居者は、県営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 県営住宅の入居者は、当該入居者の責に帰すべき事由によって県営住宅及び共同施設を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第34条 知事は、県営住宅に引き続き3年以上入居している者で第17条第3

に要する費用に充てる等県営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(費用の負担)

第27条 県営住宅、共同施設及び地区施設の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに県が管理する給水施設、排水施設（汚水処理槽を含む。）、電気施設、ガス施設、消火施設、共同じんかい処理施設及び住宅団地内道路の修繕に要する費用は、県（県営住宅のうち、民間の土地所有者等が所有する住宅を県が借り上げて管理する場合にあっては、当該土地所有者等）の負担とする。ただし、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用については、この限りでない。

2 略

3 次に掲げる費用は、県営住宅の入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 共同施設及び地区施設の使用に要する費用

(5) 第1項本文に規定するもの以外の県営住宅、共同施設及び地区施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第28条 県営住宅の入居者は、県営住宅、共同施設又は地区施設（管理事務所を除く。）の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 県営住宅の入居者は、当該入居者の責に帰すべき事由によって県営住宅、共同施設又は地区施設を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第34条 知事は、県営住宅に引き続き3年以上入居している者で第17条第3

項の規定により認定した収入の額が第6条第1項の金額を超えるものを、毎年度、収入超過者と認定し、第17条第3項に規定する通知と併せて、その旨を通知しなければならない。

## 2 及び 3 略

(収入超過者に対する家賃等)

第36条 収入超過者は、第34条第1項の規定による認定に係る期間(当該収入超過者が当該認定に係る期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第18条第1項及び第3項の規定にかかわらず、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

## 2 略

3 第22条、第24条及び第25条の規定は、第1項の家賃について準用する。

項の規定により認定した収入の額が第6条第1項の金額(第11条第1項の規定による改良住宅の入居者にあつては、同項の規定により読み替えた金額)を超えるものを、毎年度、収入超過者と認定し、第17条第3項に規定する通知と併せて、その旨を通知しなければならない。

## 2 及び 3 略

(収入超過者に対する家賃等)

第36条 収入超過者は、第34条第1項の規定による認定に係る期間(当該収入超過者が当該認定に係る期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第18条第1項及び第4項の規定にかかわらず、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

## 2 略

3 前2項の規定にかかわらず、改良住宅の収入超過者は、旧公営住宅法第13条第3項の月割額(第1項の家賃が当該月割額を超えている場合にあつては、当該家賃の額)に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額以下で知事が定める割増賃料(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)を支払わなければならない。

(1) 改良住宅の収入超過者が第6条第1項第2号アに掲げる場合で当該収入超過者の収入が13万9,000円を超え15万8,000円以下であると認定されたとき又は収入超過者が同号ウに掲げる場合で当該収入超過者の収入が11万4,000円を超え15万8,000円以下であると認定されたとき 0.3

(2) 改良住宅の収入超過者の収入が15万8,000円を超え19万1,000円以下であると認定された場合 0.5

(3) 改良住宅の収入超過者の収入が19万1,000円を超えると認定された場合 0.8

4 第22条、第24条及び第25条の規定は、第1項の家賃及び第3項の割増賃

(高額所得者に対する家賃等)

第38条 高額所得者は、第34条第2項の規定による認定の効力が生じる日から前条第1項の期限が到来する日までの間(当該高額所得者が当該期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第18条第1項及び第3項並びに第36条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃を家賃として支払わなければならない。

2及び3 略

(期間通算)

第40条 知事が第7条第1項(第12条において準用する場合を含む。)の規定による申込みをした者を他の県営住宅に入居させた場合における第34条から前条までの規定の適用については、その者が県営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅法第44条第3項の規定による県営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき県営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の県営住宅に入居している期間に通算する。

2 略

(収入状況の報告の請求等)

第41条 知事は、第18条第1項若しくは第3項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条(第36条第3項又は第38条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入

料について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第38条 高額所得者は、第34条第2項の規定による認定の効力が生じる日から前条第1項の期限が到来する日までの間(当該高額所得者が当該期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第18条第1項及び第4項並びに第36条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃を家賃として支払わなければならない。

2及び3 略

(期間通算)

第40条 知事が第7条第1項(第11条第1項又は第12条において準用する場合を含む。)の規定による申込みをした者を他の県営住宅に入居させた場合における第34条から前条までの規定の適用については、その者が県営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅法第44条第3項の規定による県営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき県営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の県営住宅に入居している期間に通算する。

2 略

(収入状況の報告の請求等)

第41条 知事は、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条(第36条第4項又は第38条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入

居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を請求し、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

#### 第42条及び第43条 削除

(県施行建替事業に係る家賃の特例)

第46条 知事は、前条の申出をした入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第3項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。

(県営住宅の用途廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第47条 知事は、公営住宅法第44条第3項の規定による県営住宅の用途の廃止による県営住宅（公営住宅に限る。以下この条において同じ。）の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第3項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(準公営住宅及び県単独住宅の建替等)

第48条 略

居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を請求し、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(改良住宅の適用除外)

第42条 第34条第2項、第37条、第38条及び第40条の規定は、改良住宅については適用しない。

#### 第43条 削除

(県施行建替事業に係る家賃の特例)

第46条 知事は、前条の申出をした入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。

(県営住宅の用途廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第47条 知事は、公営住宅法第44条第3項 (住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定による県営住宅の用途の廃止による県営住宅（公営住宅及び改良住宅に限る。以下この条において同じ。）の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(準公営住宅、改良住宅及び県単独住宅の建替等)

第48条 略

(住宅の明渡請求)

第50条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、県営住宅の入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 入居者が県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4)～(7) 略

2～6 略

(家賃)

第61条 第58条の規定により使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項若しくは第3項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2 略

(準用)

第62条 第58条の規定による公営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第22条、第24条から第33条まで、第41条、第44条から第47条まで、第49条、第50条及び第75条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第60条」と、第24条第1項中「第37条第1項若しくは第44条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、第41条第1項中「第18条第1項若しくは第3項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条（第36条第3項又は第38条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置」とあるのは「第61

(住宅の明渡請求)

第50条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、県営住宅の入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 入居者が県営住宅、共同施設又は地区施設を故意に毀損したとき。

(4)～(7) 略

2～6 略

(家賃)

第61条 第58条の規定により使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2 略

(準用)

第62条 第58条の規定による公営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第22条、第24条から第33条まで、第41条、第44条から第47条まで、第49条、第50条及び第75条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第60条」と、第24条第1項中「第37条第1項若しくは第44条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、第41条第1項中「第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条（第36条第4項又は第38条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置」とあるのは「第61

条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用決定)

第63条 県営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下単に「駐車場」という。）を使用しようとする者は、知事より駐車場の利用者としての決定を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第76条 県営住宅又は共同施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第77条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 県営住宅又は共同施設の維持及び修繕に関する業務

(4) 略

(指定管理者の指定の手續)

第78条 第76条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(1) 県営住宅又は共同施設の管理に関する事業計画書

(2) 略

(指定管理者の指定の基準)

第79条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県営住宅又は共同施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるもので

条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用決定)

第63条 県営住宅(改良住宅を除く。)の共同施設として整備された駐車場又は改良住宅の駐車場（以下単に「駐車場」という。）を使用しようとする者は、知事より駐車場の利用者としての決定を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第76条 県営住宅、共同施設又は地区施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第77条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 県営住宅、共同施設又は地区施設の維持及び修繕に関する業務

(4) 略

(指定管理者の指定の手續)

第78条 第76条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(1) 県営住宅、共同施設又は地区施設の管理に関する事業計画書

(2) 略

(指定管理者の指定の基準)

第79条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県営住宅、共同施設又は地区施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることがで

<p>あること。</p> <p>(2) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った<u>県営住宅又は共同施設</u>の管理を安定して行うことができるものであること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(敷地の目的外使用)</p> <p>第80条 知事は、<u>県営住宅又は共同施設</u>の用に供されている土地の一部につき、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところにより、その使用を許可することができる。</p>	<p>きるものであること。</p> <p>(2) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った<u>県営住宅、共同施設又は地区施設</u>の管理を安定して行うことができるものであること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(敷地の目的外使用)</p> <p>第80条 知事は、<u>県営住宅、共同施設又は地区施設</u>の用に供されている土地の一部につき、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところにより、その使用を許可することができる。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

子育て世帯の入居促進を図るため、特に居住の安定を図る必要がある裁量世帯の見直しや、連帯保証人の確保が困難な入居希望者が家賃債務保証業者との保証契約を選択できるよう改めるとともに、住宅地区改良法に基づく改良住宅の管理終了に伴う所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。